

# 伝「中尊寺供養願文」をめぐる諸説の回顧と展望

板橋源

## 目次

一、いわゆる中尊寺供養願文

二、供養願文に関する諸説

(1) 従来の所説

(2) 基衡、久寿三年成立説

(3) 基衡、久寿三年成立説についての質疑

(4) 清衡、保安四年正月以降天治二年十二月末間成立説

(5) 清衡、永久五年成立説

(6) 清衡永久五年成立説についての若干の質疑

三、むすび

## 一、いわゆる中尊寺供養願文

奥州平泉の中尊寺に、中尊寺落慶供養願文といひ伝えられている文書が二通現存しており、いずれも国の重要文化財に指定されている(大正四年三月二十六日)。そのときの名称は

「紙本墨書中尊寺建立供養願文、北畠顯家筆、一巻」

附、同願文嘉曆四年八月廿五日、藤原輔方ノ奥書アリ、一巻」  
なっている(圈点板橋)。

これよりさき、宝永三年(一七〇六)に仙台伊達藩で中尊寺所蔵

古文書を調査し、整理標記した際にも二通のうちの一本に「天治三年(一一二六)三月廿四日中尊寺供養願文、冷泉中納言朝隆卿筆(以下細字二行)前少納言輔方卿端書奥書有」としてある。(圈点板橋<sup>註1</sup>)

二通は周知のごとく、筆者年代順に言えば「嘉曆四年(一一三二)八月廿五日」という「前少納言輔方」の奥書のあるもの。もう一つは、それから数年あとになる北畠顯家が「正文に擬し、たちまち疎毫を染めるのみ」と奥書してあるもの。この二通である。<sup>註2</sup>

これから筆をすすめるにあたって、二通を一括して意味する場合には「願文」と略称し、必要におうじては前者を「輔方願文」、後者を「顯家願文」とよぶことにする。

ところで、願文二通には文字のうえで多少の出入はあるが、趣意には全く差異はない。<sup>註3</sup>

二通はともに天治三年三月二十四日、初代清衡によって舉行された中尊寺落慶当時の様子を伝える供養願文だとみなされてきたのである。たとえば辻善之助・石田茂作両先生も。辻先生は輔方願文を「輔方模写」、顯家願文は「原本は無くなって居りますが、夫を影写したものが残って居たので、夫から又顯家卿が写された」もの。二通とも写しであって原本はなくなったとしている。<sup>註4</sup>石田先生もほぼ同一見解であるがやや詳しく「原本夙に失せて、今は模本を留む

るのみ。現存の模本に二種あり。……輔方書写の一卷は……正本を以て書写されている。顕家筆の願文は当然藤原輔方筆の願文写本によって筆書された事になる」とのべておられる<sup>註5</sup>。

## 二、供養願文に関する諸説

### (1) 従来の説

前述した辻・石田両先生の見解のごとく、現存二通の願文は写しであつて原本(正本)はすでになくなったが、天治三年に初代清衡が中尊寺落慶に際し供養した願文だとされてきた。現在でも東北大学の亀田孜教授はこのような見解である。さらに同教授は、願文を起草した敦光(顕家願文の奥書に「件願文者、右京大夫敦光朝臣草之」とある)に着目し、敦光の詳伝をのべ、かつ『本朝統文粹』にみえている敦光の多数の文章と願文とを対比検討した結果「天治三年三月廿四日の日付となつてゐる供養願文との用語が相近いことは、敦光作と推定するのに有力であらう」とのべて、従来からの説を補強されておる。

### (2) 基衡、久寿三年成立説

藤島亥治郎先生を会長とする平泉遺跡調査会は昭和三十四年度以来十年間にわたつて中尊寺の遺跡発掘を実施してきた。その初年度以来、発掘に参加している立教大学の中川成夫教授は発掘の成果と中尊寺関係文献とを比較考察して新しい見解を提起された最初の方である。これらの諸論考のうち願文についてのべておられる要旨は次のごとくである。

「落慶供養願文と称せられる文書に対し、私は中尊寺の名はみえ

ていない点、写本である点、考古学的事実、などを併考し、この文書が現中尊寺伽藍跡を指しているものでなく、他のより広い伽藍をモデルに、後に作られたものでないかとの疑問を抱くものである」(註7の論文、二〇九頁)と、まず疑問を提起し、この疑問をさらに追求したのが註8の論文である。これによれば願文の願主は初代清衡ではなくて二代「基衡とみることは、文意の上から必ずしも不可能ではない」根拠として、願文からつぎの四点を指摘し

① 「聖代之無征戦」という語が願文にあるが、白河法皇に寺院落慶供養が、捧げられたものであるとするならば、白河天皇の代には清衡にとつても重要な意味をもつ後三年の役が起つてゐるし、また『長秋記』大治四年八月二十一日に清衡の二子合戦のことがみえてるので文意に反する。

② 「資祖考之余業」とあるのは、必ずしも清衡が安倍・清原氏のことをのべているとは限らない。奥州藤原氏の何代かが、祖考をたたえたものと解釈もしうる。

③ 「出羽陸奥之土俗如従風草」とあるが、『吾妻鏡』文治三年一〇月二十九日の条にみえるように、正式に押領使に任ぜられたのは基衡が最初である。

④ 「歳貢之勤職業無失、羽毛齒革之贄參期無違」とある。『台記』仁平三年(一一五三)九月十四日条に、基衡が撰関家との間の高鞍庄以下五庄の年貢増徴問題を解決したことがみえる。

このことから基衡にも比定しうる文意でもある。また『吾妻鏡』文治五年九月二十三日の条に「基衡者、果福軼父、管領兩國」とある。

とのべ、「以上のようにみて、若し基衡の代に書かれた案文とすれば」その成立年代は「鳥羽法皇、崇徳上皇、近衛天皇の御在世中、即ち永治元年〜久寿三年の間にこの願文の案文は書かれたとすることができる。更に文中に『宝曆三年』なる語がみえるが、これを年号の第三年目とし、事前に書かれた案文である点からみて久寿三年（保元元年）にあてることができると推定された。

そして「以上の推測が可能とすると、願文にみえる一区の伽藍は、今日知られている遺構では（中略）私は基衡建立という毛越寺が最もふさわしいと考える」と結んでいる。

### (3) 基衡、久寿三年成立説についての質疑

前項にあげた論拠について順を追って質疑をのべてみることにする。

#### ① について

質疑をのべるにあたって、まず東北大学の石田一良教授のいうところをみておく必要がある。やや長文にわたるがその要旨は――

輔方願文の端書に

「奥州平泉関山中尊寺

鳥羽禪定法皇御願

（以下省略）

とあるので「従来は研究者も寺院側もこれに従って」天治三年供養願文は鳥羽禪定法皇御願とみなしてきていた。「しかし輔方は確実な資料にもとづく調査の結果をこの奥書に記したのではないらしく、信濃阿闍梨が寺伝を物語るままに書きつけたものと思われる。」

このように、ここから石田教授は鳥羽法皇の御願ではなくて、願

文の「表現の軽重から見ても、この堂が主として白河禪定法皇に捧げられたものであることは明らかである」と推定されたのである。

さて、願文にある天治三年（一一二六）三月二十四日という時点でいえば鳥羽院は上皇であって法皇ではない。法皇になられたのは天治三年から十五年後の永治元年（一一四一）三月十日であるからである。しかるに、願文を天治三年の一、二年前の成立（詳しくは(4)項参照）とみなして考察をすすめている石田教授が鳥羽法皇といっているのは鳥羽上皇の意味であろう。

中川教授が推論根拠の①として、白河法皇に捧げられたものとす、という前提から推論をすすめているのは石田教授の所説と同じである。ところが中川教授は①において白河法皇といたり白河天皇といたりし、白河天皇の治世には後三年の役があったから願文に「聖代之無征戦」とある文意と合致しないとのべているが、後三年の役が起った永保三年（一一〇八三）は白河帝が法皇になられる以前、まだ天皇であられたときのことであって、しかも朝議ではこれを私闘とみなしたのである。後三年の役が終ったのは寛治元年（一一〇八七）であるが、白河帝が法皇になられたのは、それから九年後の永長元年（一一〇九六）八月九日からのことである。白河天皇の治世には東北地方に征戦はない。願文のとおりである。

願文にある「太上天皇」（鳥羽上皇）の治世にも、また「金輪聖主」（崇徳天皇）の治世においても三帝併存期間中、東北地方では征戦がない。願文の主意のとおりである。

次に『長秋記』大治四年八月二十一日条によれば清衡の二子が合戦しているので願文の「聖代之無征戦」という表現に合致しないと

いが、大治四年（一一二九）は願文の紀年大治三年から三年あとのことであるし、二子合戦は清衡歿後に起ったのであった。こういっただことからみると、二子合戦をもって願文の「聖代之無征戦」に合致しないとするのは、明らかに不条理である。

であるから①の論旨は積極的根拠とはなりえないのではないか。

### ② について

願文の「資祖考之余業」という文字表現からは、中川教授のいわゆるように、清衡の願文であるとは断定できない。清衡の後継子孫であつても文意はおろのである。

ところで「祖考之余業により」といった場合の祖考は「亡祖父」とか「亡祖父と亡父」であるし、余業すゐによりというのは祖考の残してくれた恩徳のおかげで、という意味であるから、願主が清衡であつたとするなら血脉の祖父頼時と亡養（義）父清原武貞がふさわしい。周知のごとく頼時は奥六郡の俘囚長正系であり、武貞は出羽山北ほくの俘囚長の嫡系で、両国の俘囚長家の恩沢を享受したのは清衡であつたからである。実父経清は前九年の役で敗死しているから祖考之余業により、というのには若干の抵抗をおぼえる。

願主が基衡であるとすれば、亡父清衡はわかるが亡祖父には誰がふさわしいのであろうか。

### ③ について

『吾妻鏡』文治三年十月二十九日条によれば、まさに基衡は出羽押領使である。ところで『吾妻鏡』のこの条は三代秀衡の死亡したときの消息を記しとどめるのが主意で、あわせて秀衡の閲歴を摘記したものである。

「今日、秀衡入道於陸奥国平泉館卒去、日来重病依少侍、其時以前、伊予守義頭（板橋註、義経のこと）為大將軍、可令國務之由、令遺言男泰衡以下云々」

このように記してから、行をあらため字くばりを一段おとして

「鎮守府將軍兼陸奥守從五位上藤原朝臣秀衡法師

出羽押領使基衡男、嘉応二年五月廿五日任鎮守府將軍、叙從

五位下、

養和元年八月廿五日任陸奥守、同日叙從五位上」

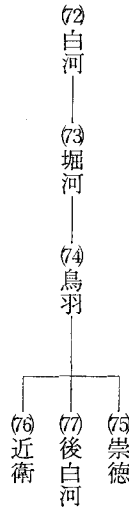
と記しているところを見ると、基衡の極職は出羽押領使であつたことになる。そうであるなら官職上、基衡の公権が出羽におよんだことはわかるが、願文の「出羽陸奥の土俗は風に從う草の如し」という文意に合わないことになる。陸奥に対しては、どのような官職によつて公権を行使できたというのか、この点が明記されていないからである。

願文の「出羽陸奥之土俗如從風草」という文意は、官職に就くことによつてそれ故に由来した公権の意味に解釈もできようが、願文では「出羽陸奥之土俗如從風草」にすぐ続いて「肅慎挹婁之海蛮、類向陽葵」とあるから、「聖代之無征戦、長属明時之多仁恩」という前文をうけて聖代の仁恩をほめ譲えた表現とも解釈できるのである。

結局のところ、②と同様に③もいろいろに解釈できるので、願主を基衡とみなす根拠とはなりがたい不鮮明さをもっている。

以上の三点はきわめて些細な質疑にすぎない。中川教授の新提唱の意義は次にのべることなのである。その要旨は――

願文には「禪定法皇」・「太上天皇」・「金輪聖主」と御三方を奉讀している。それで従来は禪定法皇を白河法皇、太上天皇を鳥羽上皇、金輪聖主を崇徳天皇と理解してきていた。ところが中川教授は初めて、禪定法皇は鳥羽法皇であり、太上天皇は崇徳上皇、そして金輪聖主は近衛天皇とし、願主二代基衡に合致するように解釈したのである。この着想は全く新しい。



そこで基衡の死んだのはいつか。歿年月も年齢も明確ではない。近世になってからの諸書は一致して保元二年三月十九日としてある。<sup>註15</sup>一致しているからといって俄に信ずるわけにはいかない。その根拠が不明だからである。石田茂作先生は保元二年三月十六日とみ<sup>註16</sup>ておられる。

そこで基衡を除外し前記三帝がそれぞれ法皇・上皇・天皇としての在位年代をみると

年号	西曆	禪定法皇 鳥羽法皇	太上天皇 崇徳上皇	金輪聖主 近衛天皇
永治元 一一四一	一一四一	三月十日薙髮 〔兵範記・鳥羽院御出家記〕	十二月七日讓位 〔百鍊抄〕	十二月七日受禪、十二月二十七日即位 〔百鍊抄〕
康治元 一一五二	一一五二			
天養元	一一五三			
久安元	一一五四			

久安元	一一五四	七月二日崩御、七月十二日薙髮	七月二十三日崩御、十七歳 〔台記・兵範記〕
久寿二	一一五五		
久寿元	一一五六	七月二日崩御、七月十二日薙髮	
仁平元	一一五七		
久寿三	一一五八		
久寿二	一一五九		
久寿一	一一六〇		
久寿元	一一六一		
久寿三	一一六二		
久寿二	一一六三		
久寿元	一一六四		
久寿三	一一六五		
久寿二	一一六六		
久寿元	一一六七		
久寿三	一一六八		
久寿二	一一六九		
久寿元	一一七〇		
久寿三	一一七一		
久寿二	一一七二		
久寿元	一一七三		
久寿三	一一七四		
久寿二	一一七五		
久寿元	一一七六		
久寿三	一一七七		
久寿二	一一七八		
久寿元	一一七九		
久寿三	一一八〇		
久寿二	一一八一		
久寿元	一一八二		
久寿三	一一八三		
久寿二	一一八四		
久寿元	一一八五		
久寿三	一一八六		
久寿二	一一八七		
久寿元	一一八八		
久寿三	一一八九		
久寿二	一一九〇		
久寿元	一一九一		
久寿三	一一九二		
久寿二	一一九三		
久寿元	一一九四		
久寿三	一一九五		
久寿二	一一九六		
久寿元	一一九七		
久寿三	一一九八		
久寿二	一一九九		
久寿元	一二〇〇		

前掲表のごとく永治元年十二月七日以降久寿二年七月二十三日までの十三年余の期間である。

さて、中川教授はさらに願文にある「宝曆三年」という文字に着目し、これを近衛天皇御治世の元号久寿になってからのものとみなし「久寿三年（保元元年）にあてることができる」とし、願文の成立年代を久寿三年に絞っておられるが、仁平が久寿と改元になったのは仁平四年十月二十八日であるし、その翌年七月二十三日に近衛天皇は崩御されているので、願文の案文が成立するのは久寿改元のあった一一五四年の十月二十八日以降から翌年七月二十三日までの間と理解しなければならない。そうすると案文成立は一一五四年（久寿元年）か一一五五年（久寿二年）ということになる。久寿三

年ではありえないことになる。

最後に不審に思うことが一つある。輔方願文と頭家願文によれば

	輔方願文端書	頭家願文奥書
起草		右京大夫敦光
浄書	右中弁朝隆	中納言朝隆卿
唱導	相仁已講	
勅使	按察中納言願隆卿	

とある。関係者四人の歿年を年代順にあげると

名	年号	西曆	死亡年月日
願隆	大治四	一一二九	正月十五日、年五八〔公卿補任・中右記〕
相仁	保延元	一一三五	十一月二三日、年五三〔僧綱補任〕
敦光	天養元	一一四四	十月二八日、年八二〔台記・本朝新修往生伝・元亨釈書・本朝世紀〕
朝隆	保元四	一一五九	十月三日、年六三〔公卿補任〕

前掲表のごとくであるから、願文成立が果して久寿三年（一一五六）であるとするなら、願隆・相仁・敦光の三名が死去した後ということになる。久寿元年（一一五四）の十月二十八日以降から翌年七月二十三日までの間としても同様であって、願隆・相仁・敦光等三名の死亡後である。

そこで一步をゆずり、鳥羽法皇・崇徳上皇・近衛天皇御在位中の永治元年（一一四二）十二月七日から久寿二年七月二十三日の期間

に願文が成立したものととしても、願隆と相仁が死亡した後ということになり依然として不審が解消しない。

従来の通説のように、願文は天治三年三月二十四日をあまり遠くさかのぼらない頃の成立とみなせば、天治三年時点では、願隆五十五歳、相仁四十四、敦光六十四、朝隆三十歳で四名とも存世し、いささかの不審もおこらない。

(4) 清衡、保安四年正月以降天治二年十二月末間成立説

現存している文献のうちで中尊寺一山について詳述しているものといえ、三つが知られている。年代順にあげれば天治三年の紀年月日のある願文。次は『吾妻鏡』文治五年九月十七日条にみえる「寺塔已下注文（衆徒注申之）」（以下、注文と略称）。そして三番目は中尊寺所蔵の「建武元年八月日大衆訴状」（宝永三年伊達藩で調査した際、このように呼称している。以下、訴状と略称）である。ところが、以上三文献の記事には、かなりの出入がある。次の如くである。

○願文

三間四面檜皮葺堂一字在左右廊廿二間

三重塔婆三基

二階瓦葺経蔵一字

二階鐘楼一字

大門三宇

築垣三面

反橋一道廿一間

斜橋一道十間

○注文

寺塔四十余宇  
禪坊三百余宇

一基塔 於山頂上立

多宝寺 寺院中央有、安置釈迦多宝像於左右

釈迦堂 安一百余体金容、即釈迦像也

兩界堂 兩部諸尊、皆為木像、皆金色也

二階大堂 号大長寿院、高五丈、本尊三丈金色弥陀像、脇士九

体、同丈六也

金色堂 上下四壁内殿皆金色也、堂内構三壇、悉螺鈿也、阿弥

陀三尊、二天、六地藏、定朝造之

日吉社 鎮守即南方崇敬

白山宮 北方勸請

宋本一切経蔵

○訴状

最初院 長治二年(一一〇五)二月十五日、出羽陸奥兩國大主

藤原朝臣清衡造立、本尊釈迦多宝竝座

大長寿院 嘉承二年(一一〇七)三月十五日造立、本尊四丈阿

弥陀、脇士九体丈六

金堂 天仁元年(一一〇八)建立、三間四面、左右廊二十二

間、本尊釈迦三尊半丈六、并小釈迦百体、同四天

三重塔婆三基 本尊等在願文

二階鐘楼

経蔵 紺紙玉軸金銀泥行交一切経一部、金泥一切経一部、唐

本一切経一部、本尊文殊像者皇帝被下之

大門三宇

皆金色堂二宇 一間四面、本尊弥陀

願成就院 薬師丈六

瑠璃光院 本尊同前

常住院 釈迦三尊

釈尊院 本尊同前、皇帝御仏

成就院 本尊同前

薬樹王院 薬師并観音三十三反

光勝院 弥陀薬師丈六

仏聖院 本尊同前

金剛王院 金剛界大日

大教王院 胎金兩部諸尊皆金色木像

千手院

帝釈堂

白山宮 地主権現而七百余歳靈神也

日吉七社

金峯山

七高山

熊野

八幡

北野天神

弁財天

そこで、注文や訴状の記載のがわに立って願文をふりかえると、

そして天治三年供養が中尊寺の全建築にわたるものであるならば、少くとも天治三年以前に建立されたとされている最初院とか大長寿院が記載されてあって然るべきはずなのに、まったく記載されていないという不審が起ってくる。有名な金色堂、これも天治三年の二年前にできているのに記載されていない。そういった不審は従来も願文に対してもたれていたのであった。これらの不審のうち、金色堂が願文にみえていないことについては石田茂作先生の解釈<sup>註17</sup>（金色堂は葬堂として建立されたものであったので公式の願文からは除外されたのであろう）によって一応の説明がつくとしても、最初院や大長寿院にまつわる従来からの不審は依然として残るのである。これは願文の性格にかかわる大きな問題である。

願文性格問題に一つの新しい解釈をされたのが東北大学石田一良教授である<sup>註18</sup>。石田教授は「当時の風習として寺院建立の際に、一堂一塔が時を隔てて順次に造立せられていくときは、それぞれの堂塔が造営される度毎に一つ一つ供養せられて行ったようである」ことに着目し、その例証として法成寺をあげ具体的に詳述し、中尊寺の場合も、最初院は長治二年（一一〇五）二月十五日造立、大長寿院は嘉承二年（一一〇七）三月造立と訴状に伝えられているのも「諸堂造立の日付はおそらく落慶供養の日付に関係するものと思われる。従って天治三年（一一二六）の落慶供養も所謂金堂を中心とする願文に載せられた範囲の大伽藍一区のみの供養と考えられる」と結論している。

そういわれてみると、願文の冒頭はまさに

「敬白

奉建立供養鎮護国家大伽藍一区事」である。

さらに天治三年供養の際「従来の寺塔をも含めて中尊寺が願文に記すように、御願寺となったのかも知れぬ」とも推論している。これも新しい提唱である。

願文の成立年代についても新説をのべておられる。願文の「宝曆三年青陽」を踰年法によって解釈しての立論で、その要旨はこうである――。

「宝曆三年云々の宝曆を直ちに時の年号天治と解すれば、宝曆三年は天治三年に当る。しかし宝曆は必ずしも直接に時の年号を指す言葉ではなく、天皇の治世第三年という意味の言葉とも考えられる。当時は踰年の法によって、天皇の即位の次年からその天皇の治世を数え、年号を改めたのである。（中略）崇徳天皇の場合も同様で、即位の次年に年号は天治と改元せられた。供養の行なわれた天治三年は踰年法によって、まさしく崇徳天皇の治世の第三年に当るわけである」。そこで「案文の作成は作者が予定された供養の年を宝曆三年に書きうる時点であるということになる。宝曆何年を前述の如く、天皇治世何年と解すれば、この案文の作成は崇徳天皇の即位した保安四年正月以前には遡りえない。また宝曆三年が直ちに天治三年をさしたものとすれば、天治元年正月以降に書かれたことになる。案文自体からは少くとも保安四年正月以降天治二年十二月末まで（一一二三——一一二五）の間の製作と推定される」。

##### (5) 清衡、永久五年成立説

これは岩手大学名誉教授森嘉兵衛先生の提唱で、まず立論の前提



として次の諸点をあげられている。

①『吾妻鏡』脱漏嘉祿二年（一二二六）十一月八日条に「陸奥国「平泉円隆寺寺内毛越寺焼亡。干時有此災之由、告廻鎌倉中者有之。可謂不思議云々。然後日所令風聞、彼時刻也。是藤原清衡建立精舎也。靈場於莊嚴者、吾朝無双云々。右大將軍。文治五年奥州征伐之次、令願礼給之後、殊有信仰云々。」（新訂増補国史大系第三十三卷四七頁）とみえていて、円隆寺（注文によれば毛越寺の金堂）を清衡建立としている。であるから清衡願主の願文も、或は毛越寺のことをいっているのではないか。そういう可能性がある。

②小林剛・藤田経世編『日本美術史年表』（昭和二十七年七月刊）の永久五年（一一一七）条に

「〔書〕金銀交書藤原清衡一切経（高野山）

この頃

〔庭〕奥州平泉毛越寺庭園」（九九頁）

とある。永久五年は清衡の治世（六十二歳）で天治三年落慶供養の九年前にあたる。毛越寺庭園が永久五年頃できたとすれば当然伽藍もできたはずであるから、願文も或は毛越寺のある地域をいっているのではないか。そういう可能性がある。

③近年の発掘調査結果によれば、願文にかなうような遺跡が発見されなかったようである。そうであるならば、むしろ毛越寺境内の方が清衡の邸宅とも近く願文の記載に近い設営である。

④現存している願文二通は後年の写本であって原本は今伝っていない。しかも二通の文字及び書き方にかんがりの出入があるので、原本が二通あったのではないか。そこで、これは設計書のような性格

のものではなかったか。そうであるならば、願文に近い設営を伝えられているのは毛越寺ということになる。

森先生は以上のような前提を想定されたうえで、さらに先生が仙台市仙岳院（近世仙台藩における天台宗関係寺院の宗務所）で発見された弘長二年（一二六二）の文書に

「関山多通之旧証令検見処、中尊寺者永久五年（一一一七）奥羽之被補惣別当之上、毛越寺者為同寺之由、建久元年（一一九〇）被裁鎌倉之下知状。其先天治三年（一一二六）四月日、惣別当已講僧正慶源賜遮那援法之印、連々相承而兩州惣法務之道場所見也。者如古例中尊寺八役遂検見、令補任惣別当事、不及異儀焉」とあるのを引用し、次の如く結論されるのである。

永久五年に中尊寺は奥羽天台宗寺院の惣別当に補せられた。この榮譽を記念するため、今までの規模を整備拡張する計画に着手したのではないか。従来、中尊寺落慶供養の願文といわれていたものは、実は永久五年の規模整備拡張のための設計書の如き性格の建立供養の願文であって、設計に予想された場所はいまの毛越寺境内と称されるような所も含まっていたのではないか。そして願文成立は永久五年であろう。

#### (6) 清衡、永久五年成立説についての若干の質疑

##### ① について

『吾妻鏡』脱漏というのは周知のように北条本に欠けている嘉祿元年二年及び安貞元年の記事を「東鑑脱漏」と題して寛文八年（一六六八）に刊行されたものであるが、国史大系の凡例にも「未だその来由を詳にせず」とあるように、ままた誤記がある。たとえば脱漏

原文では円隆寺は丹隆寺になっている。

また、右大將軍（頼朝のこと）が文治五年奥州平泉征伐の途すがら順礼したと脱漏に記してありながら（そして、このことは事実であるのに）、円隆寺を清衡建立の精舎だというのも合点がいかない。『吾妻鏡』文治五年九月十七日条には「毛越寺事、基衡建立之、先金堂号円隆寺」と明記してあるからである。

頼朝を「右大將軍」と記してあるのもおかしい。建久元年十一月二十四日、頼朝が右近衛大将に任じてからは右大将、右大將軍、前右大將軍、前右大将と『吾妻鏡』が記しているのが一般である。將軍は鎮守府將軍、または征夷大將軍（単に征夷將軍）の略で、頼朝が征夷大將軍に任じたのは建久三年七月十二日。征夷大將軍に右とか左があるはずがない。

『吾妻鏡』の編纂過程とその年代、誤謬等についてはすでに先学の研究がある。平泉藤原氏の名は四代とも二字で下が共通して衡であるため、『吾妻鏡』の後半になると名を誤記している明証がある。

嘉祿元年（一二二五）の十二年前、建保元年四月四日条に

「陸奥平泉寺塔破壊之事、可勵修覆儀之旨、今日以相州奉書、被仰彼郡内地頭等。是甲冑法師一人入干尼御台所去夜御夢中、平泉寺陵癯殊遺恨、且為御子孫連令申之由云々。令覚御後及此儀云々。三日者秀衡法師歸泉日也。若彼靈魂歟。著甲冑之条、有不審之由、人々談之云々」

とある。三日は秀衡が死んだ日である。三日の晩、政子が甲冑を身につけた法師を夢みしたので平泉寺塔の修復を命じた、というのである。

ところが『吾妻鏡』文治三年十月二十九日条に「今日、秀衡入道於陸奥国平泉館卒去」と記している。秀衡の卒去は三日ではない。二十九日である。九条兼実の日記『玉葉』も文治三年十月二十九日卒去としてある。

三日に死んだのは泰衡である（『吾妻鏡』文治五年九月三日条）。このように泰衡を秀衡と誤記してある。

であるから脱漏のこの一条だけからで、円隆寺を清衡建立と認めることに危惧をおぼえるのである。

## ②について

『日本美術史年表』は永久五年条にかけて二つのことを記載している。書跡としての金銀交書清衡一切経と庭園史跡としての毛越寺庭園とである。

さて、前者についてはその奥書によってまさに永久五年から書写されたとみなされている。しかし、その書写は永久五年に完成したのではなくて写経奥書によれば保安二年（一一二二）というのが今のところ知られている最下限年代になっている。『日本美術史年表』は書写完成の年月をいったのではなくて、書写初見年代をいったものであることは明らかである。

それにひきつづいて、いかにも自信なさそうに「この頃」と言葉を挿入して毛越寺庭園を並書しているところをみると、そしてその出典をあげていないし、事実いまのところ、そういうことを明記した新史料も知られていないので、中尊寺も毛越寺も同じく平泉にあるので両者を一括して永久五年の年次にかけて「この頃」という言葉で結びつけて記事にしたのではないか。そのように思われる。立

論の根拠とするのには、まだまだ弱い。  
 最後にもう一点、不審なことは仮りに願文が永久五年に成立したとすれば、願文中にみえている禪定法皇・太上天皇・金輪聖主の三帝並存期間と矛盾するということである。  
 願文の禪定法皇は白河、太上天皇は鳥羽、金輪聖主は崇徳である  
 と従来解釈されてきている。そこで永久五年前後の三帝御在位を表  
 示すれば

年号	西暦	72 白河	73 堀河	74 鳥羽	75 崇徳
應徳三〇八六		八月九日上 皇出家 〔後二条師 通記〕	十一月二十 六日受禪、 十二月十九 日即位 〔後二条師 通記・扶桑 略記〕		
永長元二〇九六				七月十九日 踐祚 〔殿曆・中 右記〕	
嘉承二二〇七			七月十九日 崩御、二十 九歳 〔中右記・ 讚岐典侍日 記〕		
永久五二二七				一月二十八 日讓位 〔法性寺関 白記・百鍊 抄〕	一月二十八 日受禪 〔踐祚部類 抄・百鍊抄〕
保安四二二三					

大治四二三元	七月七日崩 御、七十七 歳 〔中右記・ 永昌記〕			
永治元二四二		三月十日 上皇 〔兵範記・ 鳥羽院御出 家記〕	十二月七日 讓位 〔百鍊抄・ 一代要記〕	即位 〔中右記・ 師元記〕

であるから禪定（白河天皇）、太上（鳥羽上皇）、金輪（崇徳天皇）  
 三帝の共存御在位は保安四年一月二十八日以降大治四年七月七日ま  
 であって永久五年には白河法皇一人だけの在位である、不審にた  
 えない。

さらに願文中の「宝曆三年」を永久五年説に符節をあわせて永久  
 三年と解釈すればなおさらのこと、踰年法で解釈しても永久五年は  
 宝曆三年に合致しない。これも不審にたえないことである。

三、むすび

願文の願主とかその成立年代に関する主なる諸説を回顧し、あわ  
 せて若干の不審点をものべてきたのであるが、ここに諸説の要点だ  
 けを摘記すれば

所説標題	願 文 の		
	願 主	性 格	対 象 地 域
(1)従来からの所説	初代清衡	落慶供養	中尊寺
(2)基衡、久寿三年成立説	二代基衡	落慶供養	毛越寺
(3)清衡、保安四年(天治二年)成立説	初代清衡	落慶供養	中尊寺
(4)清衡、永久五年成立説	初代清衡	建立設計書	毛越寺
			成立年代
			天治三年(一一二二)三月をあまり遡らない頃
			久寿三年(一一五六)
			保安四年(一一二二)正月以降天治二年(一一二五)十二月末の間
			永久五年(一一一七)

であるが、これらのうち(2)と(4)の所説については若干の不審を前述しておいた。願主基衡・久寿三年成立説の発想には目新しさを覚えるとはいうものの、依然として疑義が残るので従来どおり願主は清衡とするのが穩当になってくる。但し、願主清衡・永久五年成立説にも不審が残ることは、これまた前述しておいたので、成立年代は保安四年正月以降天治二年十二月末までとする(3)説が穩当のようである。

さて、中尊寺の立地している関山丘陵は、地積としては广大であるが堂宇建立に適する平坦面となると極く限定されてくる。改修のたびごとに新地を求めることなしに旧地に造営されざるをえない。十年間にわたる発掘調査にもかかわらず願文記載にピツたり合致す

る遺跡が確認されなかった理由の一つには、こういった改修による原遺跡の破壊ということも数えられるのではあるまいか。文献にみえている近世以前だけの改修事例を年代順にあげれば、次のように屢々あったのである。

A 建久六年(一一九五)

『吾妻鏡』同年九月三日条に「陸奥国平泉寺塔、殊可加修理之由、被仰葛西兵衛尉清重并伊沢左近将監家景等。是及破壊之由、令言上之故也。泰衡雖被誅戮、於堂舎事者、如故可有沙汰之由、兼所被定也。凡興法御志、前代未聞云々」とあるから、実際に修理が実施されたかどうかは、この記事からだけでは未詳というほかないが、頼朝の命令であるし、しかも頼朝の「興法の御志、前代未聞」という点に着目すれば、かなりの決意がうかがわれるので、修理はおこなわれたのではあるまいか。疑を存しつつも、しばらく掲げることにした。

B 承元四年(一一二〇)

やはり『吾妻鏡』の同年五月二十五日条に「陸奥国平泉保伽藍等興隆事、故右幕下御時、任本願基衡等之例、可致沙汰之旨、被殘御置文之処、寺塔追年破壊、供物灯明以下事、已断絶之由、寺僧各愁申。仍為広元奉行、如故不可有懈緩之趣、今日被仰寺領地頭之中云々」とある。これも文意だけからみれば修理と仏事復興の決意を表明したことであるが、頼朝が御置文をしていたのであるから、ひとまず掲げることにした。

C 建保元年(一一二二)

これも『吾妻鏡』であるが同年四月四日条にみえている。政子の

夢枕に平泉の亡霊が立ったので、「陸奥平泉寺塔破壊」の修復を思いついたということで、前述しておいた。

#### D 弘安十年（一二八七）からの五カ年長期修理事業<sup>註21</sup>

これは建武元年八月大衆訴状にみえている。修理計画が策定されたのは弘安十年であるが、それより十年前、建治三年（一二七七）の六月二十三日に中尊寺の宰相法印最信に非行があったというかどにより改易になった。その後任者は越後助法印盛朝。盛朝は「相州の一族」であると細註がわざわざ記入されてある人物。相州とは相模守のこと。このときの相模守は北条時宗であるから、盛朝は中尊寺一山の出身ではなくして鎌倉方から派遣された人物であったことになる。盛朝はそういった縁故からでもあろうか、奉行人矢野豊後権守倫景を通じて修理計画を策定し上申したのが弘安十年八月。

盛朝らによる修理の規模はどの程度のものであったか。明確な史料はまだ知られていないが、前掲建武元年訴状には「顛倒の古材木等をもって本堂ばかり形のごとく造営するといえども、造作といひ廻廊二十二間といひ、いっこうに造営せずして（その後）四十四年の間、仏像なき御堂において御祈禱いたすの条、その憚あり（中略）。鐘楼は破壊せしめ洪鐘たちまち落んと欲す。皆金色堂舎は朽損し、御経蔵の破壊も同前の間、かの三部一切経はいまにも朽失せしめんこと目もあてられざる次第なり。かくの如きの条々、もし御不審におよばば重ねて御使に仰せて検見をとげらるるの日、炳焉たるべきか」とみえている。

この文面は、建武になってから更に修理を幕府に訴願するのが主意であるから、熱願のあまり現況の荒廃ぶりを極度に強調しすぎ、

文面どおりにはうけとりがたい危険性もあるが、盛朝のときの、すなわち弘安十年から正応にかけての長期五カ年修理では中尊寺本堂に着手したことを知ることができる。ただし、本堂につづく廻廊十二間には手がおよばなかったというのである。

ところで、このときの修理を建武元年訴状の文面からだけみて過小評価してはならない。それは「五月二十八日宗清判物」と称されている文書が、中尊寺にあるからである。惜しいことに年次を明記していないが文面は

「其後不能参音申候。御床敷存候。然者前度如申定候平泉へ代官仁憑入候。彼寺家於向後安泰<sup>（マコト）</sup>而造栄肝要候。此分坊中<sup>（マコト）</sup>可被相届候。努々横合等不可有之候。子細之旨久元讚岐守・馬場老岐守之所より可申候。恐惶謹言

宗清（花押）

五月廿八日

牧沢伊豆入道殿<sup>（成實之）</sup>

というので、文中の造栄は造営、横合とは不当な妨害の意味、磐井・胆沢両郡にわたって当時勢力のあった幕府の御家人葛西三郎左衛門尉宗清<sup>註22</sup>が平泉へ代官として依頼していた牧沢伊豆入道<sup>註23</sup>へ、あてて平泉寺塔の造営（この場合は修理の意味）を強く要請した書状である。そして、考証の結果、これは正応二年のものともみなされる。<sup>註24</sup>

そうすると、この書状は弘安十年策定長期五カ年修理期間中のものであり、したがって長期修理が着々と実施されていたことを裏づけている史料でもある。

#### E 嘉元二年（一二〇四）三月十四日の経蔵修理棟札

近世以前の主な修理は以上のごとくである。これから三十余年後の建武四年（一一三三七）に中尊寺一山は金色堂と経藏の一部を除いて大部分が焼失するという大災害にあっている。おそらく、その焼跡整理の際にも若干の改変がおこなわれたかも知れないし、大きな改変がなかったとしても近世になってから天禄八年（一一六九五）には「中尊寺別当客殿」、同十四年（一一七〇一）「仮堂・仮宮」、同十五年（一一七〇二）「白山宮御修覆」、宝永元年（一一七〇四）「中尊寺別当坊客殿併表門御修覆」、その後も、同五年、享保八年（一七二二）、享保十二年（一七二七）など森先生が仙台市仙岳院で採録された文書によれば度々の修覆がおこなわれているので、修覆程度は明確でないにしても整地深度が原遺跡を破壊しなかったという保証はないのである。前述した建久六年（A）、承元四年（B）は当時存在していた堂宇に手を加える補修程度のものであったとしても、建保元年（C）には相当の改修があったのであろうし、弘安十年からの五カ年長期修理などでは地表面下におよぶ程度の大きな改修があったのではないか。特に建武四年大火災直後の整地、その後の近世になってからの改修でも地表面以下におよばなかったという保証はない。そうなれば、改修にともなう地表下破壊により原遺跡が湮滅し、いまの発掘によっては原型を復原しえないこともありうるわけである。

発掘団長藤島先生が森・中川両教授の所説に關し「両氏の説は仲々面白いが、私はにわかにこれに賛同しかねる」とのべられたのも、或は如上の意味もこめられての発言であらうか。いまのところ、こういう段階である。

註

- 1 森嘉兵衛・板橋源・田中喜多美「奥州平泉文書」三頁と凡例。昭和三十三年。
- 2 板橋源「顕家筆中尊寺供養願文書写年代考」、岩手史学研究、第十九号、昭和三十年。
- 3 ◎輔方願文で「基別十二梳」とあるのが顕家願文では「梳別十二梳」となっている。
- ◎輔方「の三公九卿文武百官武職文官」が顕家では「三公九卿武職文官」となっている。
- ◎輔方の「宝曆三年青陽 月」は、顕家では「宝曆三年青陽三月」とあって三の字を加えている。
- ◎輔方のものは一〇一行であるのに対して顕家のものは一〇八行である。即ち一行の字詰めならびに字配り等において相異している点が五十数行もある。
- 4 大正四年八月、平泉に於ける歴史地理学会講演。同五年六月発行の『奥羽沿革史論』所収。さらに大正七年九月修正した「平安朝仏教史上に於ける中尊寺の地位」は『日本仏教史之研究』（大正八年）に収められている。
- 5 『中尊寺大鏡』第一卷二〇～二二頁。昭和十六年十一月刊。
- 6 「中尊寺供養願文雜事」三七頁。「日本文化研究所研究報告別巻第三集」所収。昭和四〇年三月。
- 7 中川成夫「考古学よりみた中尊寺小考」、『大類伸博士喜寿記念史学論文集』所収、昭和三十七年。
- 8 同上「いわゆる中尊寺供養願文の一考察」、「物質文化」五号、昭和四十年三月。
- 9 同上「奥州平泉中尊寺大長寿院の一考察」、「史苑」二十六ノ一、昭和四十年七月。
- 10 「奥州藤原氏の信仰と政治」八二頁、『日本文化研究所研究報告』別巻第二集所収、昭和三十九年三月。
- 11 同上八四頁。
- 12 「兵範記」・「鳥羽院御出家記」

15 14 13

「後二条師通記」  
諸橋敏次『大漢和辞典』八の四三三頁。

文 献		記 録	基 礎 死 亡 の 年 月 日
標 題	著 作 書 写 年 代		
1 奥州仙台名所旧跡記	平泉町西洞一郎氏所蔵、元録六年三月の奥書あり、元録八年五月書写		保元二・三・十九
2 奥州仙台磐井郡平泉郷関山中尊寺弘台寿院縁起	中尊寺大長寿院所蔵、元録十七年の跋あり		保元二丁・三・十九
3 平泉実記	相原友直著、寛延四年の自序あり、平泉町志の羅山頼玄氏所蔵筆書本		保元二・三・十九
4 平泉雑記	相原友直著、安永二年、南部叢書第三卷五六一頁		保元二丁・三・十九
5 真澄遊覧記	菅江真澄集第五卷六六頁、天明七年頃の紀行文		保元二丁・三・十九
6 安永四年風土記書出写	毛越寺所蔵		保元二・三・十九
7 藤原姓武藤氏河家系	遠野市是河氏所蔵、文化十年書写		保元二・三・十九
8 題名のない筆録(仮称、無名記録)	中尊寺桜本坊所蔵、天保十二丑六月日の奥書あり	三・十九(年号不見)	
9 千手院三衡位牌	平泉町千手院所蔵		保元二・三・十九
10 平泉志	高平真藤著、明治二十二年		保元二・三・十九

16

『中尊寺大鏡』第三冊二六頁の年表、昭和十六年。  
中尊寺経蔵箱番号十三の妙法蓮華経卷第八金字経奥書に  
「安元二年甲丙三月十六日奥州磐井郡関山

中尊寺金色堂所天聖靈藤原

基 衡

大檀主鎮主府將軍藤原秀衡

講師伝灯大法師

とある。安元二年(一一七六)は秀衡在世中で「吾妻鏡」および「玉葉」によれば秀衡が鎮守府將軍に任ぜられたのは嘉応二年(一一七〇)五月二十五日で、安元二年はそれから七年目にあたる。

さて、この奥書が、このとき秀衡が先考基衡の二十回忌供養のための写経であったことを示しているものとするならば、三月十六日は祥月祥日、安元二年から二十年前は保元二年であるから、基衡は保元二年三月十六日死亡ということになる。そうすれば、近世になってからのものであるが諸文献が一致して基衡死亡を保元二年三月十九日と書きとめていいるのと僅か三日の差に過ぎない。祥日はさておくとしても保元二年三月死亡とみなしてよいのではないか。

17 前掲書第一冊四頁。

18 註10に同じ。

19 原勝郎「吾妻鏡の性質及其史料としての価値」史学雑誌九一五。

20 八代国治「吾妻鏡の研究」、昭和十六年修正再版。

21 前出『奥州平泉文書』二頁。

22 板橋源「平泉中尊寺正応元年棟札考」『日本文化研究所研究報告』別巻第二集所収、昭和三十九年。

23 宗清は正応元年七月九日北条貞時、同宣時連名下知状にみえている葛西三郎左衛門尉宗清のことで、当時東北地方においては有名な地頭である。嘉元三年(一一三五)三月日大衆訴状にも宗清はあまたの代官に指令して平泉寺院と山野をめぐる争論をおこしている。

24 牧沢という姓から推定すると牧沢邑の邑主かと思われる。牧沢邑は一ノ関市街の南方四キロの地で、この辺は中世葛西氏の領内であった。

「天正二十年二月二十五日経蔵別当職之事」と称されている経蔵別当系図によれば、第六世阿闍梨法橋朝賢の条に弘安三年以降正応年間までの文書をあげてある。そのうちに「正応二年巳丑五月二十八日葛西宗清判物。是は葛西・寺家と和談。牧沢伊豆入道に寺家造管乃事を申旨也」

と記してある。宗清書状の年代を決定すべき手がかりが前記の文書以外にはみあたらないので、しばらく正応二年のものとみなしておくことにする。

25 康永二年（一三四三）七月日在銘の現存中尊寺梵鐘。

26 「中尊寺伽藍の研究と金色堂の修理史」、建築雑誌一〇〇〇号所収、昭和四十三年八月号。  
——昭四四・八——

（昭和四四年九月八日原稿受付）